

平成 22 年 11 月 12 日

中央環境審議会 地球環境部会  
国内排出量取引制度小委員会  
委員長 植田 和弘 殿

東京電力株式会社  
執行役員環境部長 影山 嘉宏

トヨタ自動車株式会社  
理事 環境部 笹之内 雅幸代理  
環境部環境室長 担当部長 岡山 豊

東京ガス株式会社  
エグゼクティブスペシャリスト 環境部長 冨田 鏡二

## 第 15 回国内排出量取引制度小委員会の議論に対する意見

第 15 回国内排出量取引制度小委員会において取り上げられた論点について、小委員会の席上でも意見を申し上げてまいりましたが、特に重要な論点に関して、以下のとおり追加意見を申し上げます。

### 1. 国内外での排出削減に貢献する製品への配慮（資料1）

- ・ 使用段階での排出削減効果が高い製品を開発し普及させることは、日本の CO<sub>2</sub> 削減とともに、世界の CO<sub>2</sub> 削減に貢献する。しかし、生産段階の CO<sub>2</sub> 排出へのキャップの設定は、排出枠の購入など追加コストによる製品価格の上昇を招き、低炭素型製品の普及・総排出量削減を阻害するおそれがある。
- ・ 排出削減に貢献する製品への配慮は、従来製品と低炭素型製品の生産時の CO<sub>2</sub> 排出量差だけでなく、低炭素型製品が引き起こす需要拡大による生産量拡大に対しても、適切な配慮が必要。
- ・ 一方、素材・中間部品がなければ、低炭素型製品は成立しない点からも、排出削減に貢献する製品への配慮は、最終製品だけでなく、素材・中間部品に対しても必要である。
- ・ もし、こうした配慮ができないのであれば、国内排出量取引制度の導入の是非について、検討すべきである。

### 2. 国際競争力への影響及びその結果としての炭素リーケージへの配慮（資料2）

- ・ 削減ポテンシャルを積上げて目標を決める場合においても、日本の限界削減コストは他国に比べて高い中、目標達成への追加投資は国際競争力へ影響する。
- ・ 各国の公平な目標設定ができていない現時点で、事業者の目標設定時に中長期のロード

マップを参考とし、かつ国際競争力を確保することは不可能と思われる。

- ・ 日本製品の輸出だけでなく、海外製品が輸入された場合にも、国際競争力への配慮を検討する必要がある。貿易集約度、炭素集約度が適切な指標なのか、また OBA 方式または排出削減率緩和方式が国際競争力を確保するために適切な方策なのか、日本経済への影響や国際競争力への影響をデータにて検証すべき。その検証なくして方針（案）の提示は時期尚早と考える。

### **3. 国と地方の関係（資料3）**

- ・ 制度の対象者である事業者が、国と地方の制度が重複することにより、複数の目標設定、複数の届け出等、本来の CO2 削減とは関係ない不要な労役やコストを課されることは、絶対に回避すべき。

以 上